

第一号様式（第五条関係）

建設業者の記載例（第1号様式）

住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の状況についての届出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第4条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

平成●●年 10 月 ●日

届出時の許可番号 東京都(般26)第●●●●●子
 商号又は名称 とうきょう建設株式会社
 郵便番号 ●●●-●●●●
 主たる事務所の所在地 東京都●●区●●町●丁目●番●号
 氏名(法人にあっては、代表者の氏名) 東京 太郎 印
 電話番号 ●●-●●●●-●●●●
 ファクシミリ番号 ●●-●●●●-●●●●

法人事業者の場合：代表者印(法人実印)
 個人事業者の場合：個人印

東京都知事 殿

記

1 基準日 平成●●年 9 月 30 日

2 住宅建設瑕疵担保保証金の供託について(すべて保険のため省略) 「すべて保険のため省略」と記載することにより、項目「2」欄について省略可能

3 1の基準日前6月間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅のうち、住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を発注者に交付した新築住宅について

住宅瑕疵担保責任保険法人名	戸数
一度届出の対象になり、その後の新たな新築住宅の引き渡し実績がない場合「0」を記載	
合計戸数	0

4 1の基準日前6月間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅の合計戸数 0

注1 「建設新築住宅」とは、法第3条第2項に規定する建設新築住宅をいう。
 注2 「建設瑕疵負担割合」とは、令第3条第1項に規定する建設瑕疵負担割合をいう。
 注3 2-1(3)②及び(4)②の戸数の記載に当たり、小数点以下2位未満の端数が生ずる場合にあつては、当該端数を切り上げて記載するものとする。
 注4 2-2の合計戸数は、1の基準日前10年間に届け出た本様式のチの値を合算して算出したものを記載するものとする。
 注5 2-5の割合は、第4条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。

第七号様式（第十六条関係）

宅建業者の記載例（第7号様式）

住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の状況についての届出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第12条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

平成●●年 10 月 ●日

届出時の免許証番号 東京都知事(●)第●●●●子
 商号又は名称 新宿不動産株式会社
 郵便番号 ●●●-●●●●
 主たる事務所の所在地 東京都●●区●●町●丁目●番●号
 氏名(法人にあっては、代表者の氏名) 新宿 太郎 印
 電話番号 ●●-●●●●-●●●●
 ファクシミリ番号 ●●-●●●●-●●●●

法人事業者の場合：代表者印
 個人事業者の場合：個人印

東京都知事 殿

記

1 基準日 平成●●年 9 月 30 日

2 住宅販売瑕疵担保保証金の供託について(すべて保険のため省略) 「すべて保険のため省略」と記載することにより、項目「2」欄について省略可能

3 1の基準日前6月間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅のうち、住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅販売瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を買主に交付した新築住宅について

住宅瑕疵担保責任保険法人名	戸数
一度届出の対象になり、その後の新たな新築住宅の引き渡し実績がない場合「0」を記載	
合計戸数	0

4 1の基準日前6月間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅の合計戸数 0

注1 「販売新築住宅」とは、法第11条第2項に規定する販売新築住宅をいう。
 注2 「販売瑕疵負担割合」とは、令第6条第1項に規定する販売瑕疵負担割合をいう。
 注3 2-1(3)②及び(4)②の戸数の記載に当たり、小数点以下2位未満の端数が生ずる場合にあつては、当該端数を切り上げて記載するものとする。
 注4 2-2の合計戸数の記載に当たり、1の基準日前10年間に届け出た本様式のチの値を合算して算出したものを記載するものとする。
 注5 2-5の割合は、第15条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。